

事例番号:270249

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 32 週 2 日 羊水インデックス 23.8cm、羊水過多

妊娠 33 週 3 日-34 週 0 日 羊水過多症のため管理入院

妊娠 36 週 0 日- 骨盤位、臍帯巻絡、羊水過多症のため管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

骨盤位、臍帯巻絡、羊水過多症のため管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 36 週 3 日

8:00 腹部緊満 6 分間隔

13:30 骨盤位、陣痛発来、臍帯巻絡頸部二重のため帝王切開で児娩出

胎盤病理組織学検査:石灰沈着多数あり、急性絨毛膜羊膜炎 stage I、臍帯炎
stage II

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 3 日

(2) 出生時体重:2538g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 3 点、生後 3 分 5 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

出生当日 頭部 CT で脳萎縮、皮質下白質の低吸収域、基底核の石灰化を思わせる高吸収域を認め、陳旧性の低酸素性虚血性脳症を疑う

生後 7 ヶ月 頭部 MRI で胎児が子宮内のある時期に急激で激的な短時間の全虚血に見舞われたことを推察する所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 診療区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
産科医 1 名、看護師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、子宮内で生じた一時的な胎児胎盤循環不全による虚血性の中樞神経障害であると考えられる。
- (2) 一時的な胎児胎盤循環不全の原因は不明であるが、臍帯血流障害の可能性が高い。
- (3) 胎児中樞神経障害の発症時期は、妊娠 32 週 2 日以前であると推測する。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 31 週までの管理は一般的である。
- (2) 妊娠 33 週 3 日に羊水過多症の診断で入院としたこと、妊娠 34 週 0 日に精査目的で高次医療機関に紹介したことは適確である。
- (3) 妊娠 36 週 0 日に、骨盤位、臍帯巻絡、羊水過多症のため入院とし、管理したことは一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 36 週 2 日、妊娠 36 週 3 日にイトゞマシ坐剤を使用したことは基準から逸脱している。
- (2) 妊娠 36 週 3 日に超音波断層法を施行し、骨盤位で臍帯巻絡が二重にあったため、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 胎盤病理組織学的検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 出生直後の新生児蘇生(直ちにバッグ・マスクによる人工呼吸開始)は一般的である。
- (2) 生後7分に高次医療機関NICUへ搬送を依頼したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、胎児心拍数波形のより適確な判読のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を3cm/分とすることが推奨されており、今後、施設内で検討し、3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図は1cm/分で記録されている。

- (2) 妊婦又は妊娠している可能性のある場合にインドメタシン坐剤を使用しないことが望まれる。
- (3) 観察した内容、判断、妊産婦への説明内容および同意を得られたことなどは診療録に詳細に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、帝王切開決定に至る医師の判断および患者への説明内容が診療録にほとんど記載されていなかった。

- (4) 臍帯動脈血ガス分析を行うことによって、分娩前の胎児低酸素症の状態を推定することが可能となるので、児が新生児仮死の状態で出生した場合は、実施することが望まれる。測定装置がない場合には、臍帯動脈血を適切に保存することで、搬送先の病院で測定できる。この方法の実施を今後検討することが望まれる。

【解説】本事例では、児が新生児仮死の状態で出生しているが、臍帯動脈血ガス分析を実施していない。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

分娩前に発生する中枢神経障害に関する研究の促進および研究体制の確立することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。